

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う総務省関係省令の整備に関する省令附則第2条第2項（又は第3項）の規定に基づく報告

平成 年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号  
(ふりがな)  
住 所  
(ふりがな)  
氏 名

印

届出番号及び届出年月日

連絡先

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う総務省関係省令の整備に関する省令附則第2条第2項（又は第3項）の規定により、次のとおり報告します。

1 業務区域

(1) 提供区域

(2) 利用者（電気通信事業者を除く。）との電気通信設備の接続に係る業務区域

(3) 他の電気通信事業者との電気通信設備の接続に係る業務区域

電気通信事業者名	接続の場所

2 電気通信設備の概要（電気通信事業法第44条第1項の事業用電気通信設備を設置する場合に限る。）

(1) 端末系伝送路設備に関する事項

設置の区域	種類

(2) 中継系伝送路設備に関する事項

設置の区間		種類
始点	終点	

3 事業開始年月日